

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (新規事業所:平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1.176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスII日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスIII日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2411	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで 268	1回につき
A2	2511	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで 272	1回につき
A2	2621	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで 287	1回につき
A2	1411	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満)	※1月につき22回まで 167	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算 200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(I) 100単位加算 100	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		生活機能向上連携加算(II) 200単位加算 200	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000	